

平成7年 7-15日号

# Minokamo

広報

# みのかも

あの  
**森口**  
がやつて来る!

第78回市民の劇場

森口博子

「コンサート」

文化会館 126-1108

◇とき 9月23日(祝)

開場 午後8時

開演 午後8時半

◇ところ 文化会館

◇入場料 全席指定

S席 4,000円

A席 3,500円

\*チケットは、8月1日(火)から文化会館・中央公民館・市役所受付・市内各プレイガイドにて発売します。

HEART  
VITAMIN  
TOUR  
10th 1995



# 戦後50年を迎えて

平成7年は、第2次世界大戦が終結してから50年目となります。戦争の犠牲となられた方々を追悼し、恒久平和を祈るため、いろいろな行事が計画されています。

## 「戦後50年

## 平和を祈願する市民のつどい」

◇とき 8月6日(日)

午前9時から

(午前8時30分開場)

◇ところ

文化会館

◇内容

・追悼式

・平和講演会

講師 正眼短期大学副学長

紀野 一義 氏

◇同時開催 5日(土)から

・被爆写真展

・50年前を振り返って「写真展

・思い出の品物展示コーナー

・多くの皆さんの参加をお待ちしています。

\*詳しくは、秘書課(市内2番)

までお問い合わせください。



## 『岐阜県「戦後50年の歩み」写真展』

◇とき 8月23日(水)～

8月27日(日)

◇ところ 文化会館ロビー

◇問合せ 秘書課(市内2番)

## 全人類共通の願い

## 「世界平和」

戦争で犠牲となられた方の  
めい福を祈りましょう

昭和20年8月、広島と長崎の両市に原子爆弾が、世界で初めて投下されました。全市街地が焦土と化し、たくさんの尊い生命や財産が失われました。

以来、戦争の悲惨さと核兵器の脅威を訴え、核兵器の廃絶と全世界の恒久平和の実現を強く求め続けるために、毎年8月6日、9日に原爆死没者の慰霊式と平和祈念式が挙行されています。

戦争の犠牲となられた多くの方々のめい福と世界の恒久平和を祈念するため、1分間の黙とうを捧げましょう。

○8月6日(日) 午前8時15分

○8月9日(水) 午前11時2分

○8月15日(火) 正午

「終戦記念日」

各1分間サイレンを鳴らします。

美濃加茂市は平成元年3月平和都市宣言をしています。生命の尊さを再認識し、平和と健康への誓いを新たにしましょう。

# 戦後50年 思い出の作文

## 孫に伝えたい 平和の尊さ

伊佐治 照子（牧野、昭和7年4月26日生）

昭和十九年、その時私は十二歳、名古屋に住んでいました。戦争が日々激化し、集団疎開が疎故疎開をしなければなりません。私と幼い弟の二人は、母の実家加茂郡八百津町へ疎故疎開をしました。八百津国民学校六年生に編入。学校での勉強は二の次、物不足で勤労が第一で十二歳の私には大変でした。北山や仙沢の山林から木炭なら一俵、薪なら二―三束を背板に背負い、八百津駅までの遠い道のりを歩くのは大変な作業。家に帰れば、谷間の水車小屋で祖父の指図による手打ちうどん作り。弟二人が粉を練りうどんを打ち、家まで運ぶ。それを私と祖母で干す

慣れない生活が続く、夜ともなれば暗い田舎、離れた母が恋しく、兄弟を寄せ合ふ布団の中で泣く日が続き、そして助まじ助け合う心を養い、疎開生活にも慣れたころに春の到来。私は名古屋

作業。そのうどんが、当時は貴重な食糧でした。



の女学校受験のため、一時帰郷しました。昭和二十年三月十八日の夜、名古屋大空襲の日でした。家族皆逃げのけ一杯。私は妹を背負い、一人は手を引いて自分の受験の道具を持ち、降りそそぐ焼夷弾の中を逃げる。焼け落ちる家屋に泣き叫ぶ声、助けを求め声、まるで地獄絵巻。家族はばらばらになり、やがて夜明を待ち避難していた所のおばさんが母を捜しに行き、やっと再開することができ、はっとしました。

しかし街は焼失し、あたり一面は焼け野原と化し、私はただ茫然として立っていました。リヤカーに積んであった食糧と着替えは無しに焼かれ、残骸だけが残っていました。子ども心に胸がしめつけられ、その時に出された炊き出しのおにぎりが、どんな事にも喉を通らなかつたことを今でも思い出します。防空壕から出なかつた人はみんな亡くなられ、救助作業で懸命に掘り起こしている人々の姿が、今でも鮮明に脳裏に浮かびます。

あれから五十年、孫に私の戦争の思い出として悲惨な体験、二度と繰り返しては行かない戦争、そして平和のありがたさを伝えたいと、何度も何度も語り継ぐのです。

## 『50年前を振り返って』写真展

◇とき 7月10日(月)～

8月4日(金)

◇ところ 総合福祉会館

◇とき 8月7日(月)～

8月15日(火)

◇ところ 市役所玄関ロビー

※なお、右記期間中に当該施設の開館(閉館)は開催してありません。



野菜を売る学生たち



古井町田畑での共同田植



昭和12年の古井小1年生の子供たち



用達地域の移行説明会を開催

都市計画課 管内2558

都市計画用途地域の移行に伴う  
説明会を開催します。

会場は、どこへお越しいただいてもかまいません。

第1回

◇とき 7月24日(月)

午後7時

◇とろろ 上戸井公民館 集会室

## 第2回

◇とき 7月27日(木)

午後7時〜

◇ところ 文化会館 第1展示室

## 第3回

◇とき 8月1日(火)

午後7時

◆ 中国书画函授大学肇庆分校

2011集会录

★「あゝ」の「あゝ」は「あゝ」の「あゝ」

## 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       | 第一種低層住居専用地域 | 第二種低層住居専用地域 | 第三種低層住居専用地域 | 第一種中層住居専用地域 | 第二種中層住居専用地域 | 近隣住居地域 | 工業地帯 | 工業専用地域 | 備考                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|------|--------|--------------------------------------------|
| 用途地域内の建築物の用途制限<br><div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span style="background-color: white; border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></span> 建てられる用途 <span style="background-color: blue; color: white; padding: 0 2px;">■</span> 建てられない用途         </div> | ①、②、③、④、▲ 面積、高さ等の制限あり |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |
| 住宅、共同住宅、集合住宅、下宿                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 事務所等、その他非居住の建築物（公共施設・遊技場を除く）<br>多世帯型住宅の用途制限あり                                                                                                                                                                                                                                                 |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 店舗等の床面積が150㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                             |                       | △           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | 7：10坪以下で防火構造、耐火等級Ⅰ以上の建築物のみ。2階以下。           |
| 店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                     |                       | ◎           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | ◎：11～16坪で、防火構造及び耐火等級Ⅰ以上の建築物のみ。2階以下。        |
| 店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       | ◎           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | ◎：17～29坪で、防火構造及び耐火等級Ⅰ以上の建築物のみ。2階以下。        |
| 店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       | ◎           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | ◎：30坪以上で、防火構造及び耐火等級Ⅰ以上の建築物のみ。2階以下。         |
| 店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの                                                                                                                                                                                                                                                                          |                       | ◎           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | ◎：30坪以上で、防火構造及び耐火等級Ⅰ以上の建築物のみ。2階以下。         |
| 事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                    |                       | △           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                  |                       | △           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      | ▲：2階以下                                     |
| 事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                |                       | △           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       | △           | ◎           | ◎           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| ホテル、旅館                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |             |             |             | △           | ◎           | ◎      | ◎    | ◎      | ▲：3,000㎡以下                                 |
| ボーリング場、スケート場、プール、ゴルフ練習場、パチンコ屋敷等                                                                                                                                                                                                                                                               |                       |             |             |             | △           | ◎           | ◎      | ◎    | ◎      | ▲：3,000㎡以下                                 |
| カラオケボックス等                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                       |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |
| 映画館、ばちんこ屋、射的場、馬房・乗客売店等                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |
| 劇場、映画館、演習場、観覧車                                                                                                                                                                                                                                                                                |                       |             |             |             |             |             | ▲      | ▲    | ▲      | ▲：高層300m未満                                 |
| キャバレー、ダンスホール等、娯楽付設備等                                                                                                                                                                                                                                                                          |                       |             |             |             |             |             |        | ▲    | ▲      | ▲：娯楽付設備等を併設                                |
| 幼稚園、小学校、中学校、高等学校                                                                                                                                                                                                                                                                              |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 大学、高等専門学校、専修学校等                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 図書館等                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 児童遊園地、一定規模以下の郵便局等                                                                                                                                                                                                                                                                             |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 神社、寺院、教会等                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 病院                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 公衆浴場、診療所、保健所等                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 老人ホーム、身体障害者福祉センター等                                                                                                                                                                                                                                                                            |                       | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○      | ○    | ○      |                                            |
| 老人福祉センター、児童厚生施設等                                                                                                                                                                                                                                                                              |                       | △           | △           | △           | △           | △           | △      | △    | △      | ▲：800㎡以下                                   |
| 自動車教習所                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |             |             |             | △           | △           | △      | △    | △      | ▲：3,000㎡以下                                 |
| 学童クラブ（児童課を併用する）                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       | △           | △           | △           | △           | △           | △      | △    | △      | ▲：300㎡以下　2階以下                              |
| 緑地帯内自衛隊駐屯地等<br>（この条に於いては、建築物の高さ規制のA/F以下かつ備有率に制限がある）                                                                                                                                                                                                                                           |                       | ①           | ①           | ①           | ①           | ①           | ①      | ①    | ①      | ①：500㎡以下　1階以下<br>②：3,000㎡以下　2階以下<br>③：2階以下 |
| 農林業施設                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |
| 畜舎（15㎡を超えるもの）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |             |             |             | △           | △           | △      | △    | △      | ▲：3,000㎡以下                                 |
| パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋食店、惣菜、練乳店、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下                                                                                                                                                                                                                                                 |                       | △           | △           | △           | △           | △           | △      | △    | △      | ※動物との飼育あり、▲：2階以下                           |
| 色鮮やかや暖色系を基調とするおそれが多い工場                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |             |             |             | ①           | ①           | ①      | ◎    | ◎      | ※動物・作業内容の制限あり                              |
| 色鮮やかや暖色系を基調とするおそれが少ない工場                                                                                                                                                                                                                                                                       |                       |             |             |             |             |             | ◎      | ◎    | ◎      | 作業場の床面積                                    |
| 色鮮やかや暖色系を基調とするおそれが多い工場                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |             |             |             |             |             |        |      |        | ①：50㎡以下　②：100㎡以下                           |
| 色鮮やか大出力又は激しく環境を悪化させるおそれのある工場                                                                                                                                                                                                                                                                  |                       |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |
| 自動車修理工場                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                       |             |             |             | ①           | ①           | ◎      | ◎    | ◎      | 作業場の床面積                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       |             |             |             |             |             |        |      |        | ①：50㎡以下　②：100㎡以下<br>③：300㎡以下               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       |             |             |             |             |             |        |      |        | ※動物との飼育あり                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 壁が非常に少ない施設            |             |             |             | ①           | ①           | ◎      | ◎    | ◎      |                                            |
| 火薬、石炭類、ガスなどの危険物の貯蔵・取扱いの量                                                                                                                                                                                                                                                                      | 壁が少ない施設               |             |             |             |             |             |        |      |        | ①：1,500㎡以下　2階以下                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 壁がやや多い施設              |             |             |             |             |             |        |      |        | ②：3,000㎡以下                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 壁が多量の施設               |             |             |             |             |             |        |      |        |                                            |

注：市町村指定区域において、市町村独自の用途制限がある場合は、当該市町村の規定による。

| 凡 | 例           | 建(构)筑物 | 容积率  |
|---|-------------|--------|------|
|   | 第一类低层住宅专用地域 | 50%    | 80%  |
|   | 第二类低层住宅专用地域 | 40%    | 80%  |
|   | 第二类低层住宅专用地域 | 50%    | 80%  |
|   | 第一类高层住宅专用地域 | 60%    | 200% |
|   | 第二类高层住宅专用地域 | 60%    | 200% |
|   | 第一类住宅用地     | 60%    | 200% |
|   | 第二类住宅用地     | 60%    | 200% |
|   | 準住居地域       | 60%    | 200% |
|   | 近隣商業地域      | 80%    | 200% |
|   | 商業地域        | 80%    | 500% |
|   |             | 80%    | 400% |
|   |             | 80%    | 200% |
|   | 準工業地域       | 50%    | 200% |
|   | 工業地域        | 60%    | 200% |
|   | 工業専用地域      | 50%    | 200% |



# 情報 かわら版

市役所 ☎252111

催し

## 教育ボランティアによる

## 映画会の開催

生涯学習課 ☎254141

市視覚協議会では、7月から毎月第4土曜日に映画会を開催します。ぜひ、ご家族でお楽しみください。

◇とき 毎月第4土曜日  
(7月は22日)

午前10時～11時

◇ところ 中央公民館3階視聴覚室(国庫の変更もあり)

◇入場料 無料

◇7月上映予定映画

「忘れるもんか」―目の不自由な正彦のギター演奏会。そこに集まった通員の聴衆を感動させたものは――

## 講演会

## 「阪神大震災と

## ボランティアの関わり」

社会福祉協議会 ☎256111

阪神大震災で、復旧の大きな原動力となったボランティア活動に、実際に参加された方を講師に招き、

講演会を開催します。

◇とき 7月30日(日)  
午後1時～

◇ところ 総合福祉会館

◇受講料 無料

◇講演

「阪神大震災と

ボランティアの関わり」

◇講師

創造教育研究所所長

巡 静一 氏

現在、大阪ボランティア協会常務理事をはじめ、大阪教育大学・仙教大学などの講師、大阪府生涯学習ボランティア活動推進委員会などを務めている。ボランティアに関する著書も多数。



## 平成7年度ダボ・バドリム派遣生決まる

美濃加茂国際交流協会

☎251600

美濃加茂市の姉妹都市の豪州ダボと、当市と交流のある豪州バドリムに派遣する中・高校生が決まりました。

現地の青少年との交流やホームステイによる生活体験などを通して視野を広め、生きた英語と国際感覚を身につけてきてください。

◇訪問期間 7月27日(木)～8月10日(木) 15日間

◇参加する皆さん(敬称略)

・ダボ

横井 隆志 東中3年

長谷川 純也 西中3年

小林 慎司 双葉中3年

佐々 清香 加茂高2年

加木屋 愛 加茂農林2年

小島 剛士 美濃加茂1年

引率教師

加藤 英夫 伊深小学校長

堀 恵 東中教員

・バドリム

小栗あゆみ 東中3年

林 麻里絵 東中3年

多賀 泰奈 東中3年

中川 満保 東中2年

宮口 佳子 東中2年

尾石 光美 西中1年

竹田 有希 南山高1年

馬場 裕子 加茂高1年

高井 景子 加茂高2年

小川やよい 加茂高2年

引率教師

安田 恭二 西中学校長

小泉 正樹 双葉中教員



バドリムへ派遣される皆さん



ダボへ派遣される皆さん

## 講座

### ゆかた着付教室

生涯学習課 ☎54141

今年の夏は自分でゆかたを着て、盆踊りに出かけませんか。

◇とき 7月26日(水)

午後7時～9時

◇ところ 上古井公民館

◇定員 30人(先着順)

◇講師 大谷好子さん

◇受講料 無料

◇申し込み 7月20日(木)から

生涯学習課で受け付け

### 伝承講座開講

#### 手作りおもちゃに挑戦

社会福祉協議会 ☎6111

子育て会の方を講師に伝承講座を開講します。自分で作る楽しさを体験してください。

◇とき 第1回：7月31日(月)

ねつけ(貝細工)作り、第2回：

8月2日(水) お手玉作り、第

3回：8月4日(金) 竹トンボ

とけん玉作り(時間はすべて、

午前9時30分～11時30分)

◇ところ 総合福祉会館

◇対象 小学生とその親

◇定員 30人(15組)

◇申し込み 7月25日(火)まで

に、総合福祉会館内社会福祉協議会へ

＊希望する回だけでも申し込みできます。



## 募集

### ボランティアスクール

開催

社会福祉協議会 ☎6111

いろいろなボランティア活動の体験を通して、あなたの視野を広げてみませんか。

◇とき

8月9日(水)

午前9時～午後3時

8月10日(木)

## がんばった人に



敬称略

### 第40回消防操法大会

◇ポンプ自動車の部

・優勝：第4分団(蜂屋)

・準優勝：第6分団(伊深)

・三位：第2分団(古井)

・優勝した第4分団は、8月6

日(日)に大田市で開催される

第44回岐阜県消防操法大会に出

場します。

◇個人賞

・指揮者：高井 弘光(加茂野)

・一番員：片桐 友孝(古井)

・二番員：大野 昭仁(太田)

・三番員：若岡 俊文(蜂屋)

・長谷川 康(下米田)

・四番員：村井 晋(伊深)

◇小型ポンプの部(三人操法)

・優勝：第8分団(下米田)

・準優勝：第1分団(太田)

### 第16回消防競練大会

▽優勝：第6分団(伊深)

▽準優勝：第7分団(三和)

▽三位：第3分団(山之上)

・三位：第7分団(三和)

◇個人賞

・指揮者：村瀬 豊(蜂屋)

・一番員：小林 俊哉(伊深)

・二番員：渡辺 久備(下米田)

◇総合の部

・優勝：第8分団(下米田)

・準優勝：第1分団(太田)

・三位：第7分団(三和)



## 観光週間

マナーで

守る

8月1日～7日

美しい自然

観光資源を大切にしよう

# 障害者理解の体験作文

## およびポスター募集

福祉課 ☎内312

障害者への理解を深めるため、  
作文とポスターを公募します。

◆心の輪を広げる体験作文

◆テーマ

出会い、ふれあい、心の輪  
学校、職場、地域で

あなたの体験を広げよう

◆資格 小学生以上

◆規格

小・中学生部門

(400字原稿用紙2〜4枚)

高校生・一般部門

(400字原稿用紙5〜8枚)

◆障害者の日のポスター

◆テーマ

障害者の日(12月9日)を、皆

さんに知らせるポスター

◆資格 小学生および中学生

◆規格 画用紙B3版縦書き

午前9時30分〜午後2時

8月11日(金)

午前9時30分〜午後3時30分

◆ところ 総合福祉会館

◆定員 15人

◆対象

市内在住の中学生、高校生

◆申し込み 7月31日(月)まで

に総合福祉会館内社会福祉協議

会へ

# スポーツ

## 第28回

## 自治会親善野球大会

中濃体育館 ☎内2222

◆とき 8月20日・27日・9月

3日・10日の各日曜日、予備日

17日(日)

◆ところ 前中グラウンドほか

彩色および画材は自由

◆応募期間

7月7日(金)〜9月8日(金)

◆応募先 県障害福祉課へ(☎0

58・272・1111 内24

44)



◆主催 市・市自治連合会

◆協賛 市国民健康保険

◆参加資格 本市に住居登録があ

り、自治会に加入している30歳

以上の方(昭和40年4月1日ま

でに生まれの方)

◆競技方法 全試合とも7回戦、

または1時間40分ゲーム

◆申し込み 所定の申込用紙に必

要事項を記入のうえ、8月4日

(金)までに中濃体育館、また

は4日正午までに各連絡所へ。

◆代表者会議 8月11日(金)午

後7時から中濃体育館で行いま

す。

## 美濃加茂

## ソフトバレーボール連盟

## 加盟チーム募集

中濃体育館 ☎内2241

レクリエーションスポーツとし

て手軽に楽しめるのがソフトバ

レーボールです。みなさんの加入を

お待ちしております。

◆編成 市内在住者および在職

者の男女混合チーム

◆種目 トリム(男女混合)

◆登録料 2,000円

(1団体、年間)

◆申し込み 所定の用紙に必要事

項を記入の上、7月30日(日)

までに登録料を添えて中濃体育

館へ

# 平成7年度

## ミス美濃加茂踊り

## 決定

商工観光課 ☎内2662

今年も、各地区の夏祭りに花  
を添えていただく皆さんが決ま  
りました。(敬称略)

◆太田地区：古藤雅代 ◆古井

地区：渡辺美智子 下田宏恵

長谷川明子 田中美加 日比野

晴子 三浦由子 斎藤奈子

伊藤由香 日比野由美 池田香

代子 桑 昌代 渡辺美智子

西田久美子 ◆蜂屋地区：堀部

麻里 ◆加茂野地区：片岡聡美

桜井友子 佐藤友香 ◆下米田

地区：石井晴美 日置ひろ美

長谷川明美 ◆市外：杉山良子

加藤真由美 渡辺久美子 福井

敦子 佐曾利子 奥村久美子

福井中香



# Information 情報

## 図書館



☎7316

### ◇ 8月の休館日

毎週月曜日、1日(火)、20日(日)  
31日(木)

\* 8月はそよかぜ号の巡回はお休みします。

### ◇ 8月のおはなしランド

毎週土曜日午後2時30分から3時まで開催

### ◇ 手作り絵本展

手作り絵本サークル「くるみの会」製作の絵本を展示します。

- ・とき 7月19日(水)～25日(火)
- ・ところ 図書館1階 展示コーナー

### ◇ 戦後50年展

- ・とき 8月8日(火)～15日(火)
- ・ところ 図書館1階 展示コーナー
- ・映画会 『禁じられた遊び』

※ 8月15日(火) 午後7時から9時まで、図書館2階集会室にて上映、入場無料。



## 国勢調査

平成7年10月1日

総務庁統計局

美濃加茂市

## その他

\* 毎週木曜日の午後7時30分から、東中学校体育館でリーグ戦を行っています。

## 大昔の暮らし体験教室

岐阜県土岐少年自然の家

☎0572・54・4527

石器・縄文土器作りなど、大昔の暮らしを体験してみませんか。

◇とき 前期：10月14日(土)～15日(日)、後期：11月11日(土)～12日(日)

◇ところ 土岐少年自然の家



- ◇対象 前期・後期の両方とも参加可能な、小学4年生から中学3年生まで(先着即入)
- ◇参加費 6,200円(前期・後期あわせて1人)
- ◇申し込み 8月1日(火)から土岐少年自然の家にて受け付け

## ウィーン・ブダベスト

## 演奏旅行ブレイク演奏会

## 美濃加茂少年少女合唱団

市教育委員会 ☎内344

美濃加茂少年少女合唱団が、ウィーン・ブダベストへ演奏旅行に旅立ちます。この演奏旅行に先立ち、ブレイク演奏会を開催します。

また、演奏会前後に、後援会主催のバザーも計画しています。ぜひお越しください。

◇とき 7月22日(土)

午後7時～8時30分

◇ところ 中央公民館201号室

◇入場料 500円



今年で8回目を迎えた、美濃加茂彫刻シンポジウム'95。作品制作作家が、次のとおり決まりました。

今回は「森の唄」をテーマに、計画中の「文化の森」整備予定地（蜂屋町上蜂屋）で制作されます。

#### ◇作品制作作家

佐治正大（茨城県）

零駒無蔵（香川県）

大北利根子（神奈川県）

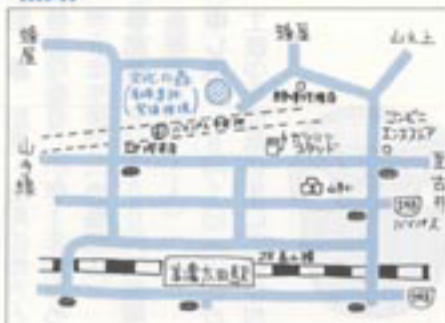
\*制作期間中、親子造形教室や過去の彫刻作品の見学ツアーも行います。

### ファイナルセレモニー

◇とき 8月20日（日）午前10時～

◇ところ 美濃太田駅前

#### MAP



美濃加茂青年会議所

☎1996

文化課

☎8551

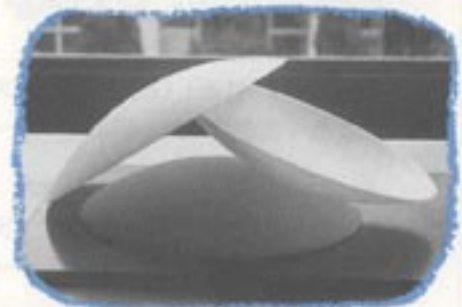
# 調刻シンポジウム'95 作品制作作家が決定!



▲佐治正大さんの「見つめぬまに…」



▲零駒無蔵さんの「とらわれし人々の想い」



▲大北利根子さんの「離れた円盤-2」

#### ●特例任意加入とは…?

## ねんきん Q&A

**Q** 国民年金に70歳まで加入できるようになった、と聞きました。  
私は現在44歳で、過去に国民年金や厚生年金などの公的年金に加入したことはありません。  
そこでこれから加入して納付した場合、年金がもらえますか。

(和町 W)

**A** 国民年金の受給権を得るには、最低25年間以上加入し、納付しなくてはなりません。  
これまでの制度では、高齢任意加入ができるのは65歳まででした。  
しかし、今年4月の国民年金関係法改正により、40歳を過ぎている方が加入される場合は、65歳から70歳まで受給権の発生を限度として、最大5年間の特例任意加入ができるようになりました。

この特例任意加入については、今までの公的年金加入の通算期間を確認する必要があります。過去に公的年金に加入していた方は、厚生年金、共済年金などの加入期間が確認できるものや、国民年金の手帳を「用意ください」。(社会保険事務所で期間調査をした後、納付書を送付します)  
加入期間が不明な場合や重複した手帳がある方など、特例任意加入については、市民課国民年金係(☎内2233)へ相談ください。